

(平成 29 年 12 月 19 日 修正版)

地下水位及び河川流量観測概要

1. 実施方針 ー地下水位等観測ー

溪流源頭部での地下水位および湧水量の変化を観測することにより、新斎苑等整備運営事業による周辺地下水に及ぼす影響の有無を判定する基礎資料を作成する。

1.1. 地下水位観測（1 箇所）

降雨と地下水位応答を確認することを目的として、既設の地下水観測孔において自記水位計により地下水位を連続観測する。事業者は月 1 回、データの回収を行い市へ報告する。

1.2. 河川流量調査（6 箇所）

溪流内の湧水点の下流 6 箇所（7 地点）において、河川流量の定期観測を実施する。6 箇所中 4 箇所（5 地点）に関しては、市が自動流量観測計を設置し、事業者は月 1 回、データの回収を行う。その他 2 箇所については、週 2 回の調査を実施する。また、調査に際して、全箇所において、水温、pH 及び電気伝導度等の簡易水質測定を現地で実施する。（データ回収時の月 1 回）

1.3. 測定結果の報告

測定結果を測定日翌日までに、市にメール等で速やかに報告する。報告の様式等は市と協議の上、決定する。

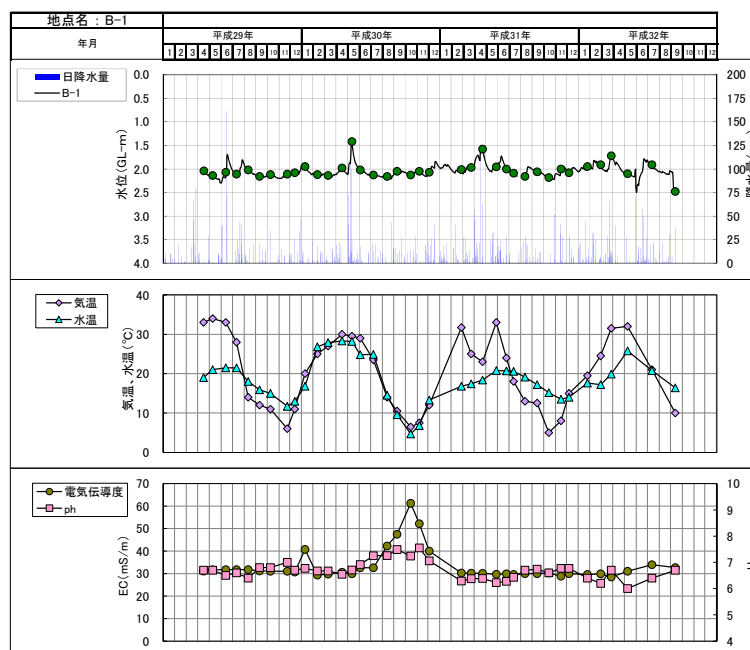


図 測定結果の整理例（イメージ）

○タンクを用いた流量観測実施例



○堰を用いた流量観測実施例

